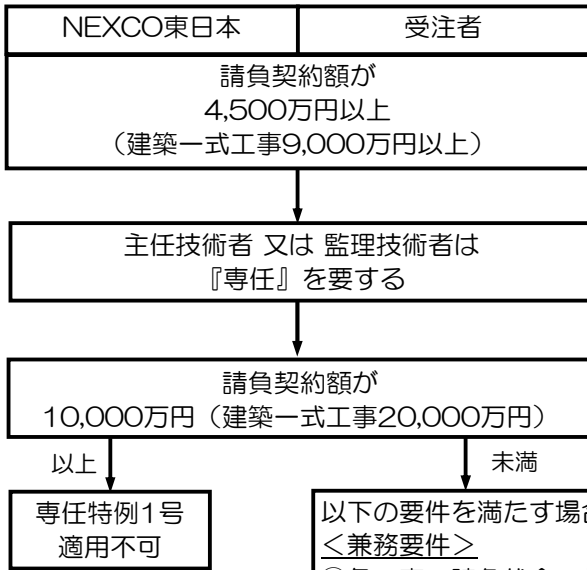
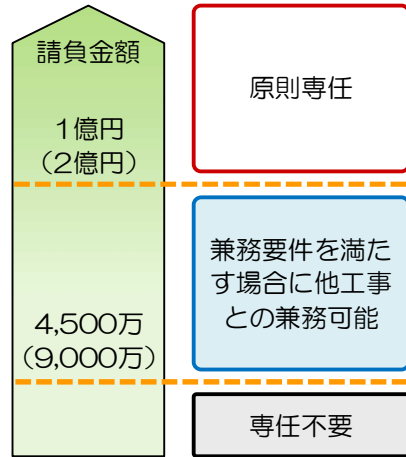


主任技術者・監理技術者の兼務（専任特例1号）



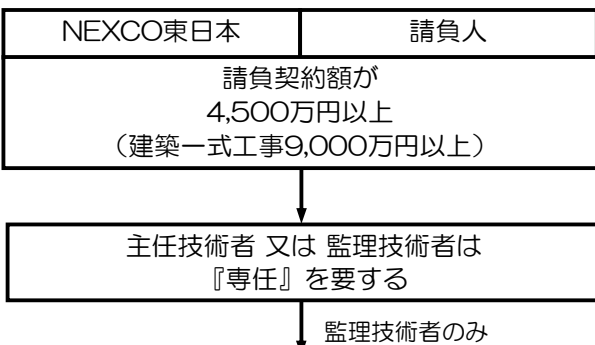
＜専任特例1号 概要図＞



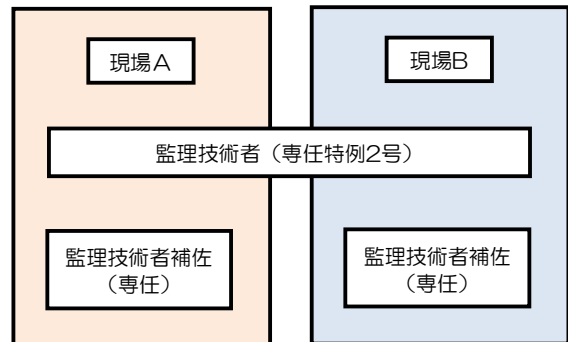
() は建築一式工事

- 以下の要件を満たす場合、他工事との兼務が可能
- ＜兼務要件＞
- ①各工事の請負代金の額が1億円未滿（建築一式工事は2億円未滿）であること
 - ②工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること
 - ③当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること
 - ④監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該工事に配置していること
 - ⑤当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
 - ⑥人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置していること
 - ⑦当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
 - ⑧兼務する工事の数が2を超えないこと
 - ⑨建設業法第26条の5の規定（営業所技術者の兼務）の適用を受けていないこと
 - ⑩【監理技術者のみ】建設業法第26条第3項第2号の規定（専任特例2号）の適用を受けていないこと

監理技術者の兼務（専任特例2号）



＜専任特例2号 概要図＞



- 以下の要件を満たす場合、他工事との兼務が可能
- ＜兼務要件＞
- ①監理技術者補佐を専任で配置していること
 - ②兼務する工事の数が2を超えないこと
 - ③建設業法第26条第3項第1号の規定（専任特例1号）又は建設業法第26条の6の規定（営業所技術者の兼務）の適用を受けていないこと

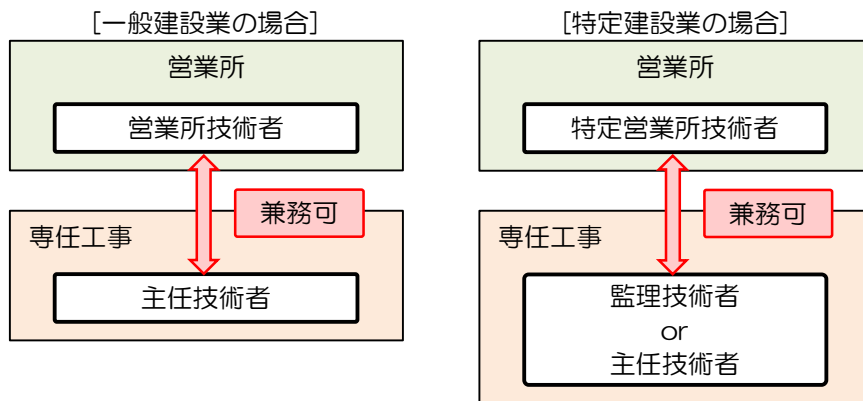
営業所技術者等の兼務

以下の要件を満たす場合、営業所技術者等が監理技術者・主任技術者の職務を兼務が可能

＜兼務要件＞

- ①当該営業所において締結された工事であること。
- ②各工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること
- ③工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること
- ④当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること
- ⑤監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該工事に配置していること
- ⑥当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
- ⑦人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること
- ⑧当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
- ⑨兼務する工事の数が2を超えないこと
- ⑩建設業法第26条第3項第1号の規定（専任特例1号）又は第2号の規定（専任特例2号）の適用を受けていないこと

＜営業所技術者等の兼務 概要図＞



技術者の専任の必要性



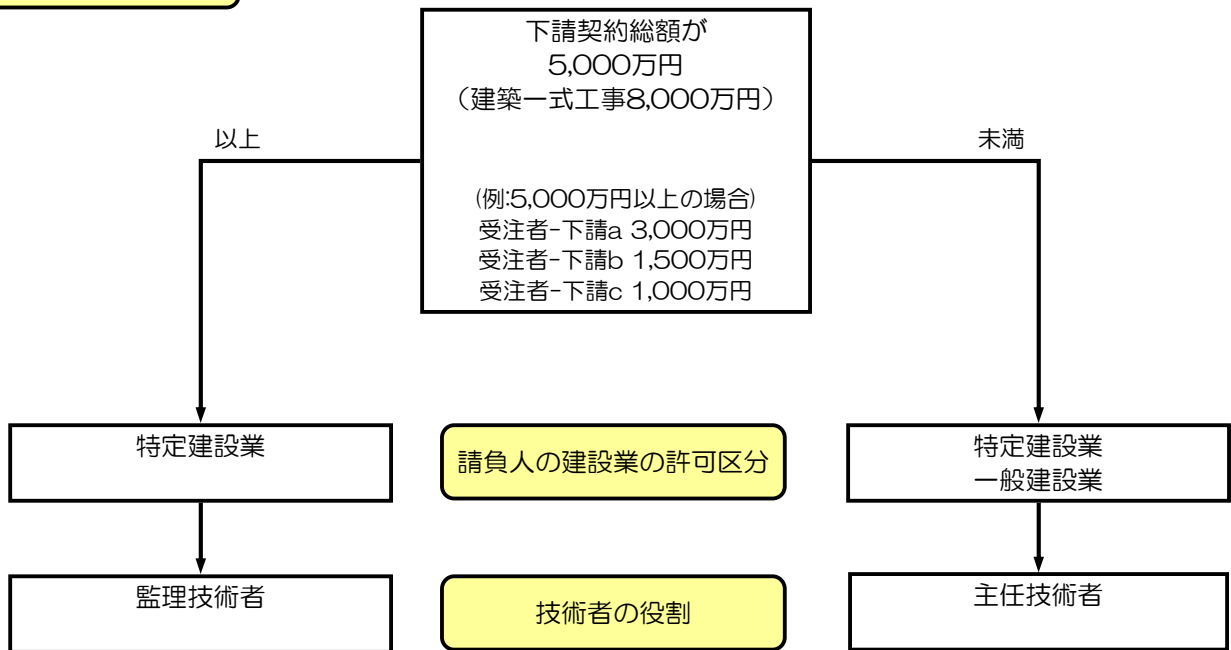
注意事項

『専任』とは

他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。

ただし、入札公告・特記仕様書等で示している期間（例：現場施工に着手するまでの期間・一時中止している期間・橋梁等の向上製作を含む期間・工事完成後検査が終了し後片付け等のみが残っている期間など）である場合は専任は要しないと解釈されます。

技術者区分等（下請契約）



注意事項

『特定建設業』と『一般建設業』の違いとは

特定建設業は、発注者から直接請け負った工事について建築一式工事では8000万円以上、以外の工事では5000万円以上の工事を下請（下請が2以上ある場合はその総額）に発注する建設業者が取得する建設業許可です。

一般建設業は、軽微な工事（500万円未滿）だけを行う場合を除いて、元請・下請を問わず建設業を営む建設業者が取得する建設業許可です。